

受給されている方は現況届の手続きをお忘れなく

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。児童の障がいの程度、所得制限、申請手続きの詳細は社会福祉課までお問い合わせください。

【手当の額】

◎平成26年4月から

1級：月額49,900円

2級：月額33,230円

【支給月】

4月(12～3月分)・8月(4～7月分)・11月(8～11月分)

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

特別障害者手当

【対象者】

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態で、次の①～⑦の障がいがあるか、それと同程度以上の障がいがある、在宅で20歳以上の特別重度障がい者

①両眼の視力の和が0.04以下

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上

- ③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する
- ④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤体幹の機能に、座っていることができないう程度か立ち上がることでできない程度の障がいを有する
- ⑥前記①～⑤のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある
- ⑦精神の障がい以前記①～⑥と同程度以上と認められる状態

【支給制限】

- ①身体障がい者厚生施設などの社会福祉施設に入所している方
- ②病院または診療所に3か月以上継続して入院している方
- ③受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には障害基礎年金を含みます)

【手当の額】

◎平成26年4月から

月額26,000円

【支給月】 2月・5月・8月・11月

障害児福祉手当

【対象者】

日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の①～⑩のいずれかに該当する、在宅で20歳未満の重度障がい児

①両眼の視力の和が0.02以下

②両耳の聴力が補聴器を使用しても

③両上肢の機能に著しい障がいを有する

④両上肢のすべての指を欠く

⑤両下肢がまったく動かない

⑥両大腿を2分の1以上失っている

⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいを有する

⑧前記①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な症状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がい以前記①～⑧と同程度以上と認められる

⑩身体の機能の障がいや症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前記①～⑧と同程度以上と認められる

【支給制限】

①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき

②肢体不自由児施設などに入所している方

③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

【手当の額】

◎平成26年4月から

月額14,140円

【支給月】

2月・5月・8月・11月

受給されている方は現況届の提出をお忘れなく

8月は各手当の現況届を提出することになっています。

受給されている方には8月上旬に通知書を郵送しますので、忘れずに届出をしてください。

■受付日時

8月11日(月)～29日(金)

※土日を除く

午前8時30分～午後5時

※正午～午後1時を除く

■提出場所・問い合わせ先

社会福祉課窓口(石橋庁舎一階)

☎(52)1112

しもつけクイズ

問3

南河内第一配水場の配水塔は高さ何mでしょうか?
①8m ②25m ③35m